

選挙管理委員会からのお知らせ

公職選挙法が改正され

平成 28 年 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 よ り

満 18 歳から選挙権を有し、投票することができます。

※公職選挙法（選挙権）改正後

第九条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

今回の改正により、

選挙運動も満 18 歳から可能となり、選挙犯罪等が発生する可能性があります。

このことについては、「当分の間、18 歳以上 20 歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は、少年法第 20 条第 1 項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。」となっており、従来の成年と同様な処分を科せられますのでご注意ください。

【学生の選挙権に関する注意】

大学や専門学校に修学のため、親元を離れて寮や下宿などに居住している学生の住所は、特別の理由がない限り「寮や下宿の所在地」にあるとされています（最高裁判例）ので、**住民票を観音寺市にそのまま残している学生は、たとえ選挙人名簿に登録されていても投票ができませんのでご注意ください。**

大学等へ進学するために市外に転出する際は、実際の居住地へ住民票を移す手続きをするようお願いいたします。

住民票を異動して 3 ヶ月が経過すると、新しい居住地の選挙人名簿に登録されますので、大切な一票を無駄にしないようにしましょう。